平和安全法制

- ◆ 平和安全法制 =日本と世界の平和と安全を確かなものに
 - (1)日本国民の命と平和な暮らしを守るため、あらゆる事態 に切れ目のない対応を可能に。
 - (2)国際社会の平和と安定への一層の貢献を可能に。
 - =「積極的平和主義」
- ◆9月19日, 国会の審議を経て成立。
- ◆<u>平和国家, 専守防衛</u>を始め, 戦後70年の歩みは<u>不変。</u>
- ◆外交努力を重視した上での、万が一の備え。
- ◆日米同盟を含め、<u>抑止力を向上。</u>日本が攻撃を受ける 可能性を一層なくしていく。
- ◆平和安全法制により、例えば、
 - 1. <u>国連PKOや、その他の国際的な平和協力活動へのより幅広</u> い参加が可能に(いわゆる安全確保業務、駆け付け警護等)。
 - 2. 我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態や国際社会の平和及び安全を脅かす事態において,他国軍隊に対する支援活動が可能に。
 - 3. 「集団的自衛権」の行使が容認されるのは、「新三要件」という 厳格な要件が満たされる場合に限られる。

自衛の措置としての「武力の行使」のための「新三要件」

- (1)我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は<u>我が国と密接な関係</u>にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- (2)これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- (3)必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

その他の安全保障政策

◆日本は、国際協調主義に基づく「積極的平和主義 (Proactive Contribution to Peace)」の立場から、地域 及び世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで 以上に積極的に寄与。

◆ 国家安全保障会議 (National Security Council, NSC)

- 2013年12月4日に設置。
- ・ 総理大臣、官房長官、外務大臣及び防衛大臣を中心に、 様々な外交・安全保障上の課題を戦略的・恒常的に審議、政 治の強力なリーダーシップを発揮できる環境が整備。
- 外交・安全保障上の課題に一層機動的な対応が可能に。

◆国家安全保障戦略(National Security Strategy ,NSS)

- 2013年12月17日,我が国として初めて策定(閣議決定)。
- NSSは, 国家安全保障政策の基本方針。
- 日本を取り巻く安全保障環境や課題に対し、「積極的平和主義」の立場から日本がとる戦略的アプローチにつき言及。
- NSSに基づき, 2014年4月1日, 「防衛装備移転三原則」を閣議 決定。

◆ <u>防衛計画の大綱(National Defense Program Guidelines, NDPG)</u>

- 2013年12月17日,新しい防衛計画の大綱を中期防衛力整備 計画とともに策定。
- 大綱は、NSSを踏まえ、日本の防衛政策の基本方針を透明性 をもって示すもの。